

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百二十四回 真正護憲論のあゆみ（その十四）

南出喜久治（令和5年7月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

昨今の国際状況からすると、真正護憲論による憲法の根本的な検討と議論をすることなく、喫緊の課題として、占領憲法第9条第2項を削除して、軍隊を持てるやうにすれば、国防体制の不備については解消できるのではないかとの議論があります。

第3項に自衛隊条項を加へればどうかとの安倍試案もこの部類のものです。

しかし、真正護憲論を踏まへた根本的な議論ができるだけの知的レベルに国民が到達できてゐませんし、第9条を改正すると戦争になるといふ倒錯した洗脳状態に陥つてゐるために、第9条第2項を削除するといふことに恐れをなしてゐる人が多いため、そんなまやかしの議論ですらできない状況です。

憲法審査会が毎週開かれることについて、サルでもそんなことはしないといふ「サル発言」がサル顔の議員から発せられたことで、サル山の憲法審査会や国会が紛糾するといふ低レベルなので、こんな議論すらできないのが現状です。

そもそも、第9条第2項を削除するだけでは、何も解決したことになりません。むしろ、重大な問題が発生します。

第9条の解釈からすれば、軍隊を持てない非独立の隸属国には自衛権（国防の権利）など認められるはずがないので、第9条全体と前文とは不可分一体です。第2項だけを削除すれば、第9条全体と前文の理念を破壊することになって整合性がなくなりますので、削除するのであれば、前文と第9条全部を削除する弥縫策しかありません。

前文にも、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」としてゐます。つまり、自衛権を積極的に放棄してゐるのです。

占領憲法が自衛権は放棄してゐないといふのは詭弁なのです。GHQによる完全軍事占領下で制定された占領憲法に自衛権が認められるとすれば、それは外国の軍隊を排除すること

が自衛権ですから、そんなものを占領軍が認めるはずがありません。占領下で反乱を起こす権利（抵抗権）を認めるのは、占領政策を推進することを否定することになるからです。

ところで、現時点において、もし、前文と第9条全部を削除したとすれば、自衛隊は、占領憲法による制約がなくなつて占領憲法から解き放たれた軍事組織として、その暴走を止めることができなくなります。

世界の憲法は、憲法体制下で軍隊をコントロールするために、憲法体制下に軍隊を組み込んで統制してきました。統帥権の独立なるものを認めないのが立憲主義なのです。

ですから、前文と第9条全部を削除することは、占領憲法を破壊することになるのです。占領憲法を憲法だと思つてゐる人のほとんどは、そんなことを望んではゐないと思ひます。

それはともかく、第9条に関する有効論の詭弁の解釈によつて、我が国に自衛権、つまり国家に「国防の権利」が辛うじて認められても、それだけではどうしてもこれと一体となるべき国民の「国防の義務」までを認めたことにはなりません。帝國憲法第20条は、兵役の義務としてこの国防の義務が認められてゐますが、占領憲法には、GHQの占領統治の妨げになるので、この義務は勿論認められなかつたのです。

その一方で、GHQは、占領憲法を通じて占領政策を継続しやうとしてゐましたから、公務員には憲法尊重擁護義務（第99条）を課してゐます。つまり、「祖国は守らなくてもよいし、滅びても構はないが、占領憲法だけは守れ。」と命じてゐるのです。

国家の存続が目的で、憲法はそのための手段であるのに、手段と目的が転倒した致命的な欠陥がある占領憲法を守ろうとする「護憲思想」が、亡国の思想と呼ばれる所以はまさにここにあります。憲法守つて国滅ぶ、です。

ところで、国防軍に祖国を防衛する憲法上の義務を認めるためには、その前提要件として国民の国防義務を憲法上の義務としなければなりません。現に、国防軍を擁する諸外国は、全てこの国防義務を憲法上の義務としてゐるのです。したがつて、第9条第2項を削除したところで、国防の義務を憲法上の義務としなければ、国防軍はその祖国防衛を使命とする国軍としての存在根拠を欠くことになります。

単に、自衛官（国家公務員）の法律上の服務義務だけに国防の根幹を委ねる性質のものではないのです。法律上の義務ならば、外国人の傭兵でも賄へます。外国人傭兵が我が国との契約関係に基づく法律上の義務を誠実に履行するとの「公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」すればよいことになります。

いざれにせよ、占領憲法において国防の義務（兵役の義務）を認めやうとすれば、第 18 条も改正しなければならなくなります。つまり、第 18 条は「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」と規定し、兵役は「苦役」に該当すると解する説が有力だからです。そして、これらを改正しようとしても、改正手続の要件が極めて厳格であるため、現実にはこの改正は殆ど絶望的です。しかし、国防上の緊急性はそのやうな流暢な話に付き合つてはくれないのです。

ところで、安倍試案のやうに、第 9 条に自衛隊条項を加へるといふ方法はどうでせうか。

安倍晋三元総理亡き後、安倍試案は、安倍の遺産として語り継がれてゐます。

安倍試案といふのは、第 9 条をそのままにして、次の第 9 条の 2 を追加するといふ案です。

「第 9 条の 2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。」

しかし、これは、致命的な法体系の矛盾と概念の混乱を引き起こすことになり、極めて有害無益なものと言へます。

そもそも、自衛隊を占領憲法に規定したところで、軍隊と自衛隊の概念を区別に区別できないと、自衛隊は軍隊であると主張されて、占領憲法の機関でありながら、違憲の存在であるといふ極めて稀有な存在になります。占領憲法で規定された違憲の存在といふ奇妙なものになり、百家争鳴の議論が起こり、自衛隊自身が法律論的に自らを自衛しなくてはならなくなつて、これでは使ひ物になりません。

自衛隊が非軍隊である主張したところで、その実態は軍隊なのです。北朝鮮で、窃盗行為を生活調整行為と言ひ換へたところで、窃盗は窃盗なのです。それと同じ詭弁に過ぎません。

防衛省は、国家行政組織法 3 条および防衛省設置法 2 条に基づき内閣の統轄の下に設置される政府機関であり、自衛隊は、防衛省によつて管理される政府組織であつて、防衛大臣による文民統制（シビリアン・コントロール）の下に置かれてゐる存在です。

つまり、法律で設置された防衛省の管理下に置かれた自衛隊もまた法律で設置されたものであり、いづれも法律に根拠を持つ機関（法律機関）です。ところが、占領憲法第9条の2で自衛隊が定められると、自衛隊は憲法に根拠を持つ機関（憲法機関）になります。

そのため、自衛隊は、これまでの法律機関であつたものが、憲法機関に昇格することになります。ところが、防衛省の管理下に置かれてゐることに変はりはありませんので、防衛省といふ法律機関が自衛隊といふ憲法機関を管理することになります。憲法と法律の逆転現象が起こります。

しかも、自衛隊法の自衛隊と、憲法で設置された自衛隊とは同じなのでせうか。その議論が起こることは必至です。憲法と法律の整合性もなくなり混乱します。

このやうなことにより国法体系の矛盾と混乱を招きます。

そして、最も致命的なのは、第9条があるために、自衛隊には、交戦権がないといふ点です。自衛権があつても、自衛のための戦争を行ふことは交戦権の行使です。自衛戦争以外の方法で、警察力や自警団などの活動によつて自衛権を行ふことしかありません。自衛隊は、自衛戦争を戦へないのである。それができるのは軍隊です。

こんな小手先の改正をしたところで、新たな混乱が生まれ、自衛隊を合憲化しやうとする目的は実現できなくなります。

これこそ、サルの浅知恵の極致です。